立命館大学日本バイオ炭研究センター
日本バイオ炭コンソーシアム規約

第１条（名称）
立命館大学日本バイオ炭研究センター（以下「研究センター」という。）に、日本バイオ炭コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）をおく。

第２条（目的）
コンソーシアムは、バイオ炭活用による温暖化防止に資するカーボンマイナスの社会実装の実現、バイオ炭の環境保全機能（炭素貯留及び土壌改良）の向上及び実現並びに地域の拠点として産官学の連携の高度化や人材育成を行うことを目的とする。

第３条（事業）
コンソーシアムは、次の事業を行う。
（１） 会員制研究会の実施
（２） ワークショップ、セミナー、シンポジウムの開催
（３） 情報システムの構築・維持運用
（４） バイオ炭に係る品質証明
（５） 広報、情報共有・情報発信

第４条（運営）
第３条各号のコンソーシアムの事業は、研究センターが運営し、事業に関する具体案を策定するため日本バイオ炭コンソーシアム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
２．日本バイオ炭研究センター長（以下「センター長」という。）は、研究センター研究員の中から運営委員会の構成員である運営委員を選出することができる。運営委員の任期は１年とし、再任を妨げない。
３．運営委員長は、センター長が務める。

第５条（入会）
コンソーシアムに入会するときは、所定の入会申込書をセンター長に提出し、第８条第２項に定める年会費を納入しなければならない。
２．センター長は、入会の申込を行った者に対し、運営委員会の議を経て、これを認める。

第６条（会員）
コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。
（１） 通常会員：企業等の法人及び個人事業主
（２） 学術会員：大学・短期大学・高等専門学校・高等学校及び官公庁・公設研究機関・自治体等の公的な法人並びに当該の法人に所属する個人
２．会員は、コンソーシアムの事業に参加する権利を有する。ただし、各法人・団体からの参画人数に関しては制限を設ける場合がある。

第７条（退会）
会員が退会するときは、その旨を書面にてセンター長に届け出なければならない。
２．会員が次の各号の一に該当するものは、センター長は運営委員会の議を経て退会させることができる。
（１）年度末までに会費の納入を行わなかったとき
（２）本規約を遵守しないとき
（３）破産手続きや金融機関との取引停止処分等の事業継続が困難と判断されるとき
（４）コンソーシアムの目的に反する行為その他社会通念上の不当な行為があったとき

第８条（会計）
会員の年会費及び種別は、別表１のとおりとする。
２．年会費は、コンソーシアムが企画運営する事業のための経費として使用する。
３．既納の会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。
４．コンソーシアム会計および事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１ヶ年を単位とする。ただし、2022 年度と 2023 年度においては、発足日から 2024 年３月 31 日までとする。
５．会計年度に係る決算終了後、会員に決算報告を行う。

第９条（秘密保持義務）
会員は、コンソーシアムの事業に関連して他の会員から開示を受けた情報であって次の各号の一に該当するもの（以下「秘密情報」という。）を、開示当事者の事前の承諾を得ることなく他のコンソーシアム会員以外の第三者に開示もしくは漏えいしてはならず、またはコンソーシアムの事業を行う目的以外で使用してはならない。
(1) 秘密である旨が明示された技術情報、図面、その他関係資料等の有体物により開示される情報
(2) 秘密である旨を告知したうえで口頭または視覚的に開示される情報であって、かかる開示の日から３０日以内に当該情報の内容を書面にし、かつ、当該書面において秘密である旨を明示して提供されたもの

２．前項にかかわらず、次の各号の一に該当することを証明できる情報については、秘密情報として取り扱わない。

(1)　開示のときに、既に公知であった情報、または既に自己が保有していた情報

(2)　開示を受けた後に、自己の責によらず、公知となった情報

(3)　秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

(4)　開示を受けた秘密情報によることなく独自に開発した情報

第 10 条（発明等）

コンソーシアムの事業に関連して、会員（法人会員である法人に所属する者を含む。以下本条において同じ。）が特許の対象となる発明、実用新案の対象となる考案、意匠の対象となる創作（以下「発明等」という。）をなしたときは、遅滞なくその旨を運営委員会に通知しなければならない。

第 11 条（発明等の扱い）

コンソーシアムの事業に関連して会員が単独で発明等をなしたときは、当該発明等について特許を受ける権利、実用新案権、意匠権およびノウハウ（以下「特許権等」という。）は、当該発明等をなした会員に帰属するものとし、単独で出願することができる。

２．コンソーシアムの事業に関連して会員が他の会員と共同で発明等をなしたときは、当該発明等について特許権等は、当該発明等を共同でなした会員間で共有するものとし、当事者間で別途共同出願契約を締結のうえ共同で出願することができる。出願等に係る費用は当該会員が負担するものとする。

３．コンソーシアムの事業に関連して会員が単独で創作をなしたコンピュータープログラムまたはデータベースの著作物の著作権は、当該創作をなした会員において単独に帰属する。

４．コンソーシアムの事業に関連して会員が共同で創作をなしたコンピュータープログラムまたはデータベースの著作物の著作権は、当該創作を共同でなした会員間で共有するものとする。

５．コンソーシアム会員は、発明等をなした会員と協議し合意した上で、当該特許権等並びに当該著作物を教育、研究の目的で自由に無償にて利用できるものとする。

第 12 条（第三者許諾）

コンソーシアム会員は、コンソーシアムの事業に関連して自己が単独で保有する特許権等について、独占的実施期間を除き、運営委員会へ事前の書面による通知を行い、第三者に非独占的に実施許諾することができる。

２．コンソーシアム会員は、コンソーシアムの事業に関連して自己が共同で保有する特許権等について、独占的実施期間を除き、他の共有者の書面による事前の承諾を得て、かつ運

営委員会へ事前の書面による通知を行い、第三者に非独占的に実施許諾することができる。

第１３条（研究成果等）
会員は、コンソーシアムの事業に関連してセンター長から研究の成果について求めがあった場合、関係者により成果の対象範囲などを協議し合意した上で研究成果報告書（以下「本成果物」という。）を作成し、センター長に提出する。
２．会員から提出された本成果物の著作権は、前項に基づく本成果物の提出をもって、コンソーシアムに譲渡されるものとする。
３．本成果物がコンピュータのプログラムまたはデータベースもしくはドキュメントの著作物に該当し、かつ著作権の持分の全部または一部が会員に帰属する場合、当該会員はセンター長又は、センター長の指定する者に当該著作物を無償で自由に利用（複製、翻案、改変等）することを認め、当該会員はセンター長又はセンター長の指定する者に対して、当該著作物について著作者人格権を行使しない。
４．会員は、本成果物を用いて研究センター研究員と事前に目的、内容、費用負担等を定め、共同研究契約、受託研究契約、技術指導契約等の研究契約を別途締結することができる。

第１４条（ノウハウ）
技術的成果であって、ノウハウに該当するものついては、本規約の発明等に関する規定を準用する。

第１５条（損害賠償）
会員が本規約に違反したことにより他の会員が損害を受けた場合、当該損害を与えた会員は、損害を受けた会員に対し、直接的に被った損害を限度として損害賠償の責を負う。

第１６条（設置期間）
コンソーシアムの設置期間は、本規約の施行日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
（2033年3月までの設置期間の延伸を予定しています。）

第１７条（残存効）
第 9 条の規定は、前条に定めるコンソーシアムの設置期間が満了した後も、その終了後 5 年 間は有効に存続し、会員が退会した場合であっても、第 9 条の義務を免れない。
２．　第 10 条から第 13 条の規定は、該当事項が存続する限り効力を有するものとする。
第１８条（協議）
本規約に定めのない事項または、解釈に疑義が生じた事項については、コンソーシアム及び研究センター内にて協議のうえ、解決をはかる。

第１９条（改廃）
本規約の改廃は、運営委員会及び日本バイオ炭研究センターの運営委員会の議を経て、OIC総合研究機構運営委員会で行う。

附則
本規約は、2022 年 12 月 21 日から施行する。

附則
（入会及び、発明などの扱いの変更並びに、消費税に関する規定の追加に伴う一部改正）は、2023 年 2 月 22 日から施行する。

別表 1

会員種別	会員区分	年会費
通常会員	個人事業主	¥5,000
	小規模企業者	¥30,000
	中小企業	¥100,000
	大企業	¥200,000
学術会員	大学・公設研究機関・官公庁等の法人及び個人	¥0

※消費税不課税

＊会員区分において、中小企業基本法における「中小企業者」、「小規模企業者」の定義を参照する。大企業は、法人税法 66 条 2 項、6 項 2 号に該当しない企業等。

＊「消費税法基本通達 5-5-3 会費、組合費等」を適用し、資産の譲渡等の対価に該当しないものとする。